

非常変災時における生徒の登校措置について

今般、平成22年5月27日から気象警報の発令が変更になり、対象区域が〇〇県北東部など広域であったものが、市町村区域で行われることとなりました。

つきましては、荒天時等において、山添村及び居住区域の警報の有無を十分ご確認いただくとともに、下記の事項にご留意くださいますようお願いいたします。

記

1 暴風雨警報の場合

- (1) 暴風雨警報が発令された場合（午前6時現在）全生徒は自宅待機とする。
- (2) 暴風雨警報が午前9時30分までに解除された場合は、それぞれの交通機関に問い合わせの上、十分注意して登校するものとする。
- (3) 暴風雨警報が午前9時30分を過ぎても解除されない場合は、臨時休校とする。

2 大雨警報・大雨洪水警報の場合

台風などにより、大雨警報・大雨洪水警報が発令された場合（午前6時現在）全生徒は自宅待機とする。その他については、1の(2)(3)を適用する。

3 大雪警報の場合

大雪警報が発令された場合（午前6時現在）及び大雪にて交通機関が途絶、あるいは途絶する恐れがある場合は、全生徒は自宅待機するものとする。その他については、1の(2)(3)を適用する。

4 注意報の場合

風雨・強風・大雨・洪水・大雪などの注意報が発令された場合は、気象状況に十分注意し、登校するものとする。

5 午前中授業における解除（解消）の時間

当日が午前中授業の場合において、前項における解除の時間は、午前9時30分を午前7時30分に読みかえるものとする。

6 自宅待機の連絡・解除の情報

前項の各警報以外で、自宅待機した生徒は、その旨を速やかに学校に連絡すること。解除の情報（ラジオ・テレビ・インターネット等）に常に留意し、勝手な判断をしないこと。また他校と措置が違うことがあるが、この規定に従うこと。